

(様式第1号)

令和 年 月 日

(あて先)

久留米市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

㊟

参加申込書

令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務公募型プロポーザル実施要項に基づき、関係書類を添えて参加申込いたします。

記

- 1 業務名 令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務
- 2 添付書類
- 参加資格に係る申立書(様式第2号)
 - 履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る)
 - 役員等調書及び照会承諾書(様式第3号)
 - 国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないことの証明書
 - 会社(業務)概要(様式第6号)

※提出する添付書類の□欄にレ点を記入すること。

所属部署	_____
担当者名	_____
電 話	_____
F A X	_____
E - m a i l	_____

(様式第2号)

令和 年 月 日

(あて先)

久留米市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

参加資格に係る申立書

令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務公募型プロポーザルに係る参加資格について、下記のとおり申し立てます。

記

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではない。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者に該当しない。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者に該当しない。
- 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者で、明らかに請負者として不相当であると認められる者でない。
- 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を現に受けていない。
- 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない。

※ 該当する項目の□欄にレ点を記入すること。

(あて先)

久留米市長

役員等調書及び照会承諾書

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

実印

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏	ガナ 名	生年月日

【注意事項】

- 1 法人にあっては、登記事項証明書に搭載されている役員（代表者含む。）の方全員について、記載してください。個人にあっては、代表者1名についてご記入ください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報は、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久留米市条例第1号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

(様式第4号)

令和 年 月 日

(あて先)

久留米市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

㊞

提案書

令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務公募型プロポーザル実施要項並びに令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務委託仕様書に基づき、次のとおり企画提案書及び添付書類を提出いたします。

なお、記載内容は事実に相違ありません。

(様式第5号)

令和 年 月 日

(あて先)

久留米市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

見積書

令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務委託に伴う経費の見積価格は、下記のとおりです。

記

支援先企業への訪問1回あたり

	百万	十万	万	千	百	十	円
金額							

上記金額には、消費税及び地方消費税を含みません。

- ※見積金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- ※本書の内容が確認できれば別様式でもかまいません。
- ※支援先企業への訪問1回あたりの見積金額とすること。
- ※積算の概算がわかる根拠資料等を添付してください。

(様式第6号)

会社（業務）概要		
商号又は名称		
代表者氏名		
設立年月日		
法人の沿革		
資本金		
従業員数	役員	
	正社員	
	その他	
本店所在地		
支店・営業所数		
久留米市を担当する 支店・営業所名		
同所在地		
業務内容		

(様式第7号)

令和 年 月 日

令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務委託
公募型プロポーザルに対する質問書

質問者(事業所名)

担当者名

電 話

掲題に関し、下記項目について質問しますので、回答願います。

(質問事項)

<記入上の注意>

- ・記入欄が不足する場合は、別紙を添付してください。
- ・提出期限は、令和5年5月15日(月)17:15まで(必着)といたします。

※ 質問に対する回答は、令和5年5月17日(水)までに久留米市の公式ホームページ(トップ>組織からさがす>商工観光労働部商工政策課>商工観光労働部商工政策課からのお知らせ)において、質問内容及び回答内容を公表するものとする。

<提出先>

〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市商工観光労働部商工政策課(担当:木下、箔谷)

電 話 0942-30-9133(直通)

FAX 0942-30-9707

メールアドレス syoko@city.kurume.lg.jp